

BCPOS 1年パック利用許諾

利用者は、株式会社ビジコム（以下「当社」という）の開発したBCPOSソフトウェア（以下「本ソフト」という）を利用するにあたり、以下の事項に同意します。また、利用者が本ソフトを利用された場合、利用者は本許諾に同意いただいたものとみなします。

第1条【目的】

利用者は下記の利用許諾契約に基づいて、契約の期間、当社の開発した本ソフトを利用します。

第2条【著作権】

本ソフトの著作権及びその他一切の権利は当社が所有し、利用者は当社の権利を遵守します。

第3条【不正利用の防止】

利用者は本ソフトを不正にコピーすることや、当社の了解なしに譲渡、転貸、質権、その他の一切の権利を設定してはいけません。

不正利用が発覚した場合、当社は利用者に対してその利用期間、数に応じた賠償を請求することができます。

第4条【利用期間】

本ソフトの利用期間は、購入した月の翌月1日から1年間とします。利用期間は1年毎の単位として解除がない場合は、満期終了時に同一条件をもって利用期間が更新されたものとします。また、更新拒絶の通知をした場合は満期をもって利用期間を終了します。なお、利用期間の更新時にはインターネットへの接続が必要となる場合があります。

第5条【支払金額および支払方法】

本ソフト利用において発生する初回1年分の利用料金は購入料金に含まれます。2年目以降は、更新月の前月末日までに所定の代金を支払うことで継続利用いただけます。なお、途中解約された場合は、払い戻しを行いません。

第6条【解約、及び更新拒否】

当事者の一方が本契約を解除するときは2ヵ月前に文書をもって、相手方に通知しなければなりません。また、当事者の一方が本契約に違反したときには、相手方は本契約を解除することができます。

更新日までに1年パック代金を、利用者の指定の口座からの自動引落とし、またはそれに類した払い込みが当社にされなかった場合、当社は満期終了をもって本契約の解除ができるものとします。なお当社はそれに対する一切の責任を負いません。

第7条【解約時のソフトウェア鍵の返却】

本契約が解約された場合、甲はソフトウェアの鍵（以後ロックスターと言う）を利用の場合、契約満了の日から1ヶ月以内に乙に返却しなければなりません。1ヶ月以内にロックスターの返却のない場合は、乙は甲がソフトウェアを継続利用しているものとみなし、乙は甲に対してその利用料を請求できるものとします。ロックスターのご利用がない場合は適用されません。

第8条【ソフトの免責、保守、バックアップ】

本ソフト契約期間中のソフトウェアのバージョンアップは無償とします。

ただしソフトウェアの利用により、万一利用者または利用者以外の第三者に損害が生じたとしても当社は責任を負いません。

ソフトウェアの保守が必要な場合は別途有償の契約を結ぶことが必要になります。

また、利用者は常にデータのバックアップに努めなければなりません。データのバックアップなしにシステムに支障をきたした場合、当社は一切の保証、責任を負いません。

第9条【合意裁判管轄】

本契約に際し、万一紛争が生じた場合の管轄裁判所は、当社の本社を管轄する地方裁判所とします。

第10条【協議】

本契約に定めのない事項については、その都度利用者と当社で協議の上、これを決定します。